理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、朝霞都市計画地区計画の変更(朝霞市:あずま南地区)についての理由を示したものです。

1 朝霞都市計画区域における位置等

朝霞都市計画区域に含まれる土地の区域は、朝霞市の行政区域の全域です。

【朝霞市:あずま南地区】

本地区は、朝霞市の東部に位置し、東武東上線朝霞駅から北東へ約1.5キロメートルに位置し、都市計画道路志木和光線(一般国道254号和光富士見バイパス)に近接する区域です。

市街化区域への編入に合わせて、新たな土地利用が適正に誘導されるよう、地区施設を適正に配置し、建築物の規制、誘導を行うことにより、計画的な工業系地区の形成を図るため、地区計画を決定しました。

2 変更理由

【朝霞市:あずま南地区】

本地区の交通環境の更なる安全性の確保や、より周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を図るために、道路配置及び緩衝緑地を変更するものです。

3 変更内容

【朝霞市:あずま南地区】

本地区計画の地区整備計画の「地区施設の配置及び規模」について、「地区施設 (道路)」及び「地区施設(緑地)」を変更します。道路配置については、車両の 通行速度抑制を誘導することで、当初計画より、地区内の通学路における交通安全 の向上を図ります。緩衝緑地については、周辺の住宅地及び地区内道路を通行する、 地域住民等の歩行者への配慮を図ることとし、当初計画より、同等以上の延長・面 積を確保します。

また、「地区の区分」において、「A地区」及び「B地区」の面積を変更します。

また、「地区の区分」において、「A地区」及び「B地区」の面積を変更しまり				
			新	旧
			区画道路1号	区画道路1号
			幅員 14~16.5m 延長約 680m	幅員 14~16.5m 延長約 680m
	地	1	区画道路 2 号 幅員 11.5m 延長約 630m	区画道路 2 号 幅員 11.5m 延長約 630m
地	区		区画道路3号	区画道路3号
	施	道路	幅員 6m(10.5m) 延長約 220m	幅員 6m(10.5m) 延長約 220m
区	設		区画道路4号	区画道路4号
	0)		幅員 10.5~12.5m 延長約 230m 区画道路 5 号	幅員 10.5~12.5m 延長約 230m 区画道路 5 号
整	配		福員 8m 延長約 280m	幅員 8m 延長約 280m
	置		区画道路6号 ※道路位置の変更	
備	及		幅員 8m 延長約 130m	幅員 8m 延長約 130m
	び		緩衝緑地1号	緩衝緑地1号
計	規 模 終		幅員 10m <u>延長約 470m</u>	幅員 10m <u>延長約 580m</u>
		,,,,,,,	<u>延長約 100m</u> 緩衝緑地 2 号	緩衝緑地 2 号 幅員 5m 延長約 110m
画			幅員 5m 延長約 160m	延長約 120m
			延長約 100m	
	地区		A地区(工業地域)B地区(工業地域)	A地区(工業地域) B地区(工業地域)
	地区の区分	面積	<u>約8.2ヘクタール</u> 約5.3ヘクタール	<u>約8.9 ヘクタール</u> 約4.6 ヘクタール

4 関係する都市計画